

9月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致
○…多 数
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議 案 の 内 容	
総務文教常任委員会			
第77号議案	朝倉市防災会議条例及び朝倉市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたもの。	◎可決
第79号議案	朝倉市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を拡大するもの。	◎可決
環境民生常任委員会			
第60号議案	平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第62号議案	平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第63号議案	平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第64号議案	平成23年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第72号議案	平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について	平成23年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するもの。	◎可決
第78号議案	朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く管理技術者の資格を定めるもの。	◎可決
第80号議案	訴えの提起について	朝倉市住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債券回収を図るため貸付金返還請求の訴えを提起する必要があるため。	◎可決
24請願第3号	拉致問題意見書決議に関する請願書		◎採択
建設経済常任委員会			
第61号議案	平成23年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第65号議案	平成23年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第66号議案	平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第67号議案	平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第68号議案	平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
第69号議案	平成23年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定について		◎可決及び認定
第70号議案	平成23年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定について		◎可決及び認定
第73号議案	平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	平成25年度から27年度まで下水道課の窓口業務を民間委託する経費について債務負担行為を設定するもの。	○※可決
第74号議案	平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について		○※可決
第75号議案	平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第2号)について		○※可決
第76号議案	平成24年度朝倉市水道事業会計補正予算(第3号)について	サンポート配水管の筑前町への無償譲渡に伴うその他特別損失を計上するもの。	◎可決
第81号議案	市道路線の認定について	千木1号線を市道路線に認定するもの。	◎可決

9月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致
○…多数
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議案の内容	
決算審査特別委員会			
第59号議案	平成23年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定について		◎認定
その他			
報告第11号	平成23年度朝倉市健全化判断比率等の報告について		報告済
第71号議案	平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）について	再生可能エネルギー導入可能性調査経費、緊急雇用創出事業経費、介護施設開設準備等特別対策事業に対する補助金、新規就農に対する給付金その他緊急を要する経費について補正するもの。	◎可決
第82号議案	朝倉市公平委員会委員の選任について		◎同意
意見書案第3号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について		◎可決
意見書案第4号	拉致問題の早期解決を求める意見書について		◎可決
発議案第3号	議員の派遣について		◎可決

第3回 臨時会報告（8月30日）

8月30日、平成24年第3回臨時会が招集され、専決処分について7件（補正予算6件・訴えの提起1件）と補正予算について2件の合計9件を審査しました。

◎専決処分について（7件）

訴えの提起1件については、朝倉市「食」の自立支援事業にかかる利用者負担金徴収業務の受託者（株式会社 美園）に委託金請求の訴えを提起するにあたり、議会の承認を求めるものです。

「食」の自立支援事業とは、概ね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯で疾病などにより食事の確保が難しい市民に1年を通して昼食と夕食を提供する、高齢者配食サービス事業と呼ばれるものです。

この事業は、契約によって訴えの相手方である「株式会社 美園」に業務委託されていました。しかし、ここで徴収された利用者の負担金が朝倉市に納入されないままになっています。未納額は約1千4百万円に達し、朝倉市は文書や電話や訪問により再三の請求をしましたが、「株式会社 美園」は支払いに応じる姿勢を見せないため、訴訟手続きにより回収しようとするものです。また、裁判所への訴えの提起から判決による債務名義取得まで相当な時間がかかるうえ、その債務名義に基づいてのみ財産差し押さえなどによる強制執行が可能

能となるため、朝倉市は一刻も早い訴えの提起が必要と判断し、議会の議決前に専決処分をしました。

議案の付託を受けた環境民生常任委員会では、毅然とした態度で未納金の回収を進め、問題の早期解決に向けた迅速な職務対応を要望しました。

残る補正予算6件については、崩壊した杷木浄水場の補修や落雷を受けた持丸浄水場の復旧など大雨災害によるものです。

◎補正予算について（2件）

平成24年9月1日からポリオウイルスの病原性を弱めてつくった「生ポリオワクチン」の定期予防接種が中止されました。ポリオウイルスを不活化し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して病原性を無くしてつくった「ポリオ不活化ワクチン」接種の導入費用と、7月3日からの大雨による災害の早期復旧に必要な見込まれる経費を補正し、約21億円を予算に追加しました。

この補正予算には、被災された農業関係者の復興経費を軽減するため、国の補助対象とならない受益者の分担率を引き下げる措置がなされています。

本会議での審議の結果、いずれも原案のとおり可決しました。